

## フランスにおける都市住民の土地所有（一）：問題の所在

野沢, 秀樹

<https://doi.org/10.15017/2235198>

---

出版情報：史淵. 111, pp.241-268, 1974-01-30. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# フランスにおける都市住民の土地所有(一)

——問題の所在——

野 沢 秀 樹

序—都市住民の土地所有に関する地理学的問題

一、都市住民の土地所有分布

二、都市住民の土地所有構造と職業

三、都市住民の居住都市と土地所有圏の形成

小 結

序—都市住民の土地所有に関する地理学的問題—

問題に入る前に言葉の意味を明確にしておきたい。まず「都市住民」とはフランス語の *citadin* の訳であり、ここでは明らかに都市的な機能をもち始める人口約三、〇〇〇人以上の集住地アグロメーションに居住し、都市的生活をしている者のことである。土地所有とは彼らが居住地以外の農村に土地を所有しているもので、普通の畑やぶどう畑などの農耕地の外、地域によっては森林、原野、沼沢地なども含まれている。従って「都市住民の土地所有」とはいわゆる不在地主アブゼンティストであり、「農民的土地所有」に対する言葉である。この「農民的土地所有」とはある歴史の意味をもって使用されているが、ここでは *citadin* を歴史的に厳密な意味で使用していないので、広く都市住民の土地所有とした。

さて都市住民の土地所有は重要な地理学の課題である都市―農村関係の側面を荷っている。都市―農村が重要な地理学的問題であることについてはすでに述べたことがあるが、ここでは都市住民の土地所有が都市―農村関係の問題であることを要約的にとりあげておこう。従来地理学が景観をその研究対象の中心に据えていた頃、土地所有は人文景観や農業構造を変化させるものとして問題とされていた。たとえばR・ディオンはぶどう栽培地景観について考察し、その景観が必ずしも自然条件に適した土地にみられないことを都市住民の土地所有から説明し、耕地形態についても同様の見解を示している。またM・ロッシュホールもモルヴァン山中のオータンにおいて、中世まで人文景観に何ら差異のみられなかったこの地方の農村が、ブルジョア資本の侵入によって、農業に適した中心地帯は垣で囲繞された広大で、不規則な地条の中に小作地や孤立農家が卓越しているのに対し、周辺の台地は長地型開放耕地をもつ、自作農の小村であることを指摘し、都市資本と農地構造、農業景観の関係を明らかにした。

今日、この問題が地理学の課題とされるのは、第一に都市の側からみて、都市住民の土地所有が都市を支える一つの基本的要素として―それは都市の農村支配の契機として地域を造り出すものであるが―地域組織の基盤をなすためである。第二は農村の側からみて、それが農業経営や農村生活の諸相を規定するものとして関る点にある。都市住民の土地所有は言うまでもなく都市にその主体があり、従って、第一の観点からの研究が中心に行なわれ、広い意味で都市地理学の分野の課題とされている。この点に最もはやく着目し、地理学の課題としたのはR・デュグランである。彼によってその具体的問題を要約すれば次のようになる。都市住民にとって農村の土地所有者であることは、居住場所である都市と所有地である農村を結びつけ、その間に様々な関係を生じさせる。農村から都市へ向っては地代や利潤の移動がある。これと同方向に農産物、農村人口の移動が加わる。他方、都市から農村へ向っては都市の経済的刺激が伝えられ、それに附随して、肥料、機械、技術者、収穫時の労働者の移動、更に農村の危機時に都市資本が投入されることなどがある。こうした関係の基礎となる土地所有の分析は二つの相互に補完的な面から行なわれる。第一に構造的 structural な面であり、第二に

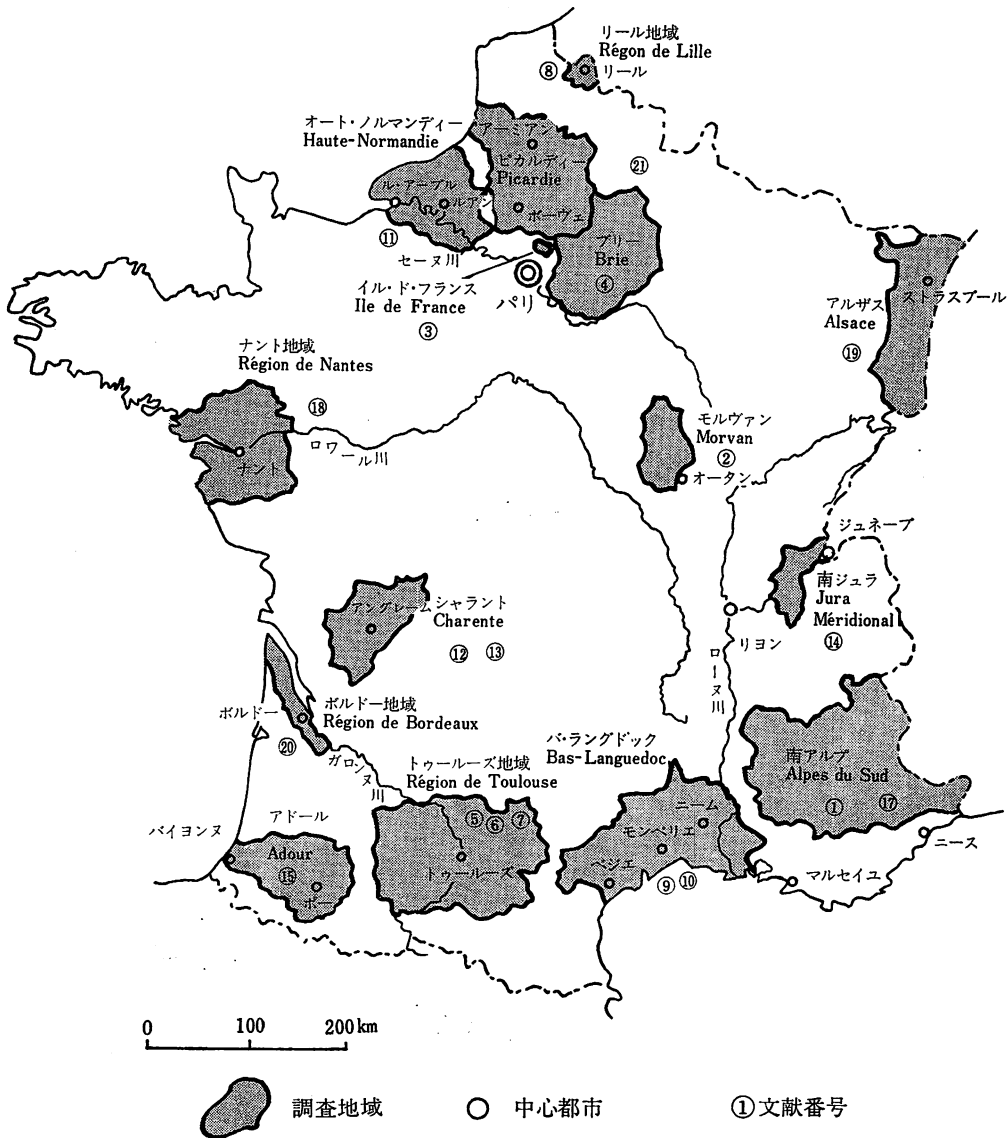


図1 調査地域及び中心都市

は空間的 spatial な面についてである。前者に関しては土地所有の所有規模、経営形態、社会階級、所有地の地理的場所が問題とされ、後者では都市住民の居住都市と所有場所を基礎に、その強さ(広さ)、位置から各都市の勢力範囲が取扱われ、都市の階層的構造、都市網など地域組織構造が問題とされる。

以上のような分析にもとづいてフランスの各地で研究が行なわれているが、各地の調査結果は都市―農村関係についての都市の土地所有が地域組織においていかなる地位をしめているかを知る資料を提供してくれる。それらの資料を通じて地域的、さらに国全体のレベルへの総合に至ることができ、そこでまたはじめて地域的多様性―地域性を論ずることができ。小稿においてはまず上記した都市住民の土地所有に纏わる諸側面をとりあげ、地域的差違という点に関心をおきながら、全般的问题を述べることにしたい。これまで調査された地域は決して多くはないが、比較的各地域に広く分布している(図1参照)、ある程度地域的差違をみることができる。また利用した文献は必ずしも同一の目的をもって調査されているわけではなく、方法、調査範囲などに大きな違いがあるが、上記の課題を満す限り利用した。なお大部分の調査結果は一九五〇年代中頃から一九六〇年代前半までのものである。<sup>6)</sup>

## 注

- (1) 拙稿「最近のフランスにおける地理学研究―都市―農村関係、都市網による地域研究の方法、人文地理、第一九卷三号、一九六七―二八九―三〇五頁。
- (2) G. Friedmann (ed); *Villes et campagnes-Civilisation urbaine et civilisation rurale en France*, 1953, pp. 62-68.
- (3) M. Rochefort; *La pénétration des capitaux bourgeois dans la campagne autonoise: Ses conséquences sur l'habitat et la structure agraire*, Rev. géogr. de Lyon, 1950, pp. 249-266.
- (4) P. George; *Précis de géographie urbaine*, 1961, pp. 248-249.
- (5) R. Dugrand; 後掲(3)-② pp. 133-135.
- (6) 以下ここで利用した文献をあげておく。頭上に付した番号は図1と後の引用文献番号に一致する。なお⑥は未見であるが、①に含まれているので、一応あげておく。

- ① Barbier, B. (1969) ; Villes et centres des Alpes du Sud. Etude de réseau urbain, 421 p. Livre III-Chapitre III-La propriété foncière citadine, pp. 275-300.
- ② Bonnamour, J. (1966) ; Le Morvan : la terre et les hommes, 451 p. Livre IV-Chapitre II-La sclérose foncière, pp. 374-412.
- ③ Coquery, M. (1959) ; La structure de la propriété foncière dans la plaine de France et son évolution, dans "Etudes de géographie rurale" (sous la direction de P. George), pp. 35-58.
- ④ Brunet, P. (1960) ; Structure agraire et économie rurale des plateaux tertiaires entre la Seine et l'Oise, 552 p. Troisième partie-Chapitre III-Le rôle de Paris, pp. 409-429.
- ⑤ Brunet, R. (1957) ; Les recherches sur la propriété rurale des citadins et l'exemple de Toulouse, Bull. de l'Assoc. des Géogr. Fr. Nos. 269-270, pp. 66-75.
- ⑥ Brunet, R. (1958) ; Toulouse et la propriété rurale, Rev. Géogr. des Pyrénées et du Sud-Ouest, XXIX, pp. 325-342.
- ⑦ Brunet, R. (1965) ; Les campagnes toulousaines, 727 p. Deuxième partie-Chapitre IV-2-D Des villes rentières, pp. 268-289.
- ⑧ Bruyelle, P. (1961) ; Recherches sur la propriété rurale des citadins dans l'arrondissement de Lille, Bull. de Soc. Géogr. de Lille, pp. 21-45.
- ⑨ Dugrand, R. (1956) ; La propriété foncière des citadins en Bas-Languedoc, Bull. de l'Assoc. des Géogr. Fr. pp. 133-145.
- ⑩ Dugrand, R. (1963) ; Villes et campagnes en Bas-Languedoc, 638 p. Livre II-Le rôle des villes dans l'organisation de la production agricole : La rente foncière urbaine, pp. 85-162, et Livre V-Chapitre I-L'évolution des structures foncières d'origine citadine, pp. 343-371.
- ⑪ Elhai, H. (1965) ; Recherches sur la propriété foncière des citadins en Haute-Normandie, Mémoires et Documents, tome X, Fasc. 3, 109 p.
- ⑫ Facon, R. (1957) ; Villes et campagne charentaises : Problème de propriété rurale, Bull. de l'Assoc. des

- Géogr. Fr. Nos. 263-264. pp. 71-74.
- ⑳ Facon, R. (1958) : Villes et campagne charentaises : Problème de propriété rurale, Norois, pp. 413-449.
- ㉑ Lebeau, R. (1955) : La vie rurale dans les montagnes de Jura Méridional, 603 p. Deuxième partie-Chapitre I.-C-La part des classes non-paysannes dans la propriété du sol, pp. 203-219.
- ㉒ Lerat, S. (1963) : Les pays de l'Adour, 578 p. Première partie-Chapitre II-B-La propriété bourgeoise et citadine, pp. 66-84.
- ㉓ Prenant, A. (1957) : Note à propos de la communication de M. Dugrand, Bull. de l'Assoc. des Géogr. Fr. Nos. 263-264, pp. 75-80.
- ㉔ Racine, J. B. (1966) : L'appropriation du sol rural par les citadins dans le département des Alpes-Maritimes, Travaux et Mémoires de la Fac. des Lettres d'Aix.
- ㉕ Renard, J. (1968) : La propriété foncière des citadins dans la région de Nantes, 93<sup>e</sup> Congrès national des sociétés savantes, Tours, Section de Géographie, pp. 211-237.
- ㉖ Rochefort, M. (1960) : L'organisation urbaine de l'Alsace, Première partie-Chapitre I-Le rôle de la ville dans l'organisation de l'activité agricole, pp. 23-28.
- ㉗ Roucher, C. (1968) : La propriété foncière citadine dans le vignoble bordelais, Rev. Géogr. des Pyrénées et du Sud-Ouest, XXXIII, pp. 35-50.
- ㉘ Thibaut, A. (1967) : Villes et campagnes de l'Oise et de la Somme, 187 p. Troisième partie-Chapitre I-Les villes et l'agriculture, pp. 70-76.

### 一、都市住民の土地所有分布

都市住民による土地所有分布は場所によってかなりの距たりがある。表1は各地における都市住民の所有地の全体面積に対する大きさをみたものである。利用した資料には先に指摘しておいたような欠陥があるため厳密な比較は困難であるが、大まかな傾向をこの表から読み取ることができる。都市住民の土地所有に占める割合が高い地域はバリ周辺地域のイ

表 1 地域別都市住民の土地所有率

地 域	調査土地面積 (ha) (A)	都市住民の所有面積 (ha) (B)	B/A (%)	備 考
リ ー ル	55,000	15,487	28.1	1ha 以上
ピカルデアー	553,739	152,616	28.0	ワーズ県及びソム県の抽出調査の結果
オート・ノルマンディー	540,080	193,105	35.7	1ha 以上
イル・ド・フランス	15,230	8,213	54.0	
ナ ソ ト	822,000	161,520	19.6	1ha 以上
シ ャ ラ ソ ト	550,000*	61,085	11.0	* 全調査土地面積が不明のためシヤラソト県の平均コミューン面積に調査コミューン村数を掛けて得た数字を利用
ボ ル ド ー	166,200	38,570	23.0	
パ・ラソグドック	普通畑 1,360,000 ぶどう畑 280,000	380,076 91,530	28.0 33.0	6ha 以下は1/6の抽出調査結果
ト ヲ ー ル ー ズ	1,370,000	240,000	17.0	1ha 以上
ア ト ー ル	580,000*	41,000	7.0	* 全調査地域の面積、従って土地面積はこれより小さい
南 ア ル プ	333,419	44,348	13.3	5a 以上南アルプ調査地全体の1/6の面積の調査結果



ル・ド・フランス、オート・ノルマンディー、リール、ピカルディー、さらに南フランスのバ・ラングドック、ボルドーなどであり、低い地域は南フランスのアドール、シャラント、トゥールーズ、南アルプ地方である。表には現われなかつたがアルザス、南ジュラも低い地域の中に数えられる。北のアルザス、南ジュラ、南のバ・ラングトック、ボルドーを除いて、概ね北に高く南に低い傾向が窺えよう。この地域的差違はそれぞれの地域の情況、とくに農業経営株式、土地利用、また都市の発達度、後述するパリとの関係、更にそれぞれの地域の歴史的過程などが相互に絡んで生じてくる。この問題は後の本稿の課題とされるものであるが、ここではとりあえず都市住民の土地所有に重要性をもつと考えられる二、三の点についてだけ簡単に触れておこう。

まず第一に土地所有が投機的 *propriété spéculative* であるか、投資的 *propriété de placement* であるかによって、都市住民の所有における重要性が異なることが指摘される。一般的に言って前者の場合にはその割合は高く現われ、その例としてはぶどう栽培地のバ・ラングドック、ボルドーがあげられ、これが都市住民の所有率の低い南フランスにあって、この二地域が高い理由である。後者の場合にはその重要性は薄れ、たとえば西及び南西フランスのシャラントやトゥールーズの低滞農村がその例である。しかし上の事実がそのままではまらないことは投機的地域としてあげられた上記の地域より都市住民の土地所有の割合が大きいパリ周辺地域をみれば明らかである。これら地域では資本家的借地農経営の優勢な地域であり、投機の商品作物が栽培される。そこでは土地所有それ自体は投機を目的とした直接経営を行なわれずとも土地を投資として所有することによっても利益は大きい。いずれにしても土地所有が利益の対象となっているところでは都市住民の土地所有が経済的に重要な地位をしめているといえよう。

少し具体的に数字をあげておけば、先きに投機的土地所有地域としてあげたフランスの代表的ぶどう栽培地域であるバ・ラングドックでは四〇・五、九七〇ヘクタール(バ・ラングドック全体の二九・九%)の土地とぶどう栽培地九七、九〇八ヘクタール(ぶどう栽培地の三四・九%)が不在地主に所有され、そのうち十分の九が都市の居住者という状況を示し

ている。同じくぶどう栽培地であるガロンヌ川下流左岸に位置した八一カ村においても、全体の二三%に当る土地が都市住民に所有されている。他方これらぶどう栽培地以上に数字の上で都市住民の所有の割合が高いのは北フランスの諸地域である。パリの北郊サン・ドニとシャントリーの森の間にあるイル・ド・フランスの「フランス平野」では八二カ村の土地面積一五、二三〇ヘクタール中八、二一三ヘクタール実に五四%が都市住民の所有である。また更に北西、オート・ノルマンディーでは農村に一ヘクタール以上所有する都市住民が七、五八一人居り、一九三、一〇五ヘクタールの土地を所有し、オート・ノルマンディー全体の三五・七%をしめてことになる。

次に都市住民の土地所有の重要性を知る上で注意しておかねばならないのは農村から都市への人口流出の結果、都市住民の所有者が増えていることである。これは上記のような投機あるいは投資を目的として都市住民が土地所有者として農村から収奪支配するというよりも、離村の結果ただ単に資本を土地として保存したり、あるいはレクリエーション、バカンス用に土地を所有しているだけのもので経済的というよりもむしろ社会的なものが多い。

この離村による都市の土地所有の増大は各地でみられるが、これには二つのタイプが考えられる。一つは過去の時代の名残りである在村貴族や農村ブルジョアジーの大都市、とくにパリへの移動の結果によるもので、この場合は面積が大きい。たとえば貴族所有地の多いオート・ノルマンディーでは一八二五年パリ在住の九九人の貴族が二三、七一二ヘクタールを所有していたが、一九五六年には二六一人に増加し、所有地も二七、〇〇〇ヘクタールにふえている。また封建的大土地所有が広い領域をしめていたモルヴァンでも五〇ヘクタール以上の大土地所有者がモルヴァンの地域都市では減少(一八五〇年一七%→一九六二年一%)しているのに対し、逆にパリで増えている(一八五〇年九%→一九六二年一九%)ことなどがそのことを示している。二つにはこうした大土地所有者ばかりでなく、近年急激に増加し、数において極めて多いのが離村 *l'exode rural* の結果による小土地所有者の創出である。これはとくに農業に恵まれない地域、後進地域に多い。たとえばシャラント地方にその例がみられ、シャラントの中心都市アングレームに居住する土地所有者三、

五一三人のうち三分の二にあたる二、一〇一人は一ヘクタール以下という小土地所有者で、農村流出の結果をものごとっている<sup>3)</sup>。同じく農業には恵まれない南アルプでも、一〇ヘクタール以下の都市の所有者が全体の七五〇九四%をしめているのもそれを示しており、たとえば南アルプの南部バランソル平野にあるマノスク地域では一九一四年〇・〇五〜二ヘクタール所有の都市住民二一人に対し、一九六四年には四七三人に増大している。彼らは村を離れるとき土地をすべて売却することなく所有し、農村との関係を断ち切らないのである。近年はこうした南アルプ、南ジュラのようなところではセカンドハウスとしての土地所有、購入によって都市住民の土地所有がふえてきているのである。

最後に、上に述べてきた理由は都市住民の土地所有を促進する作用をなすものであったのに対して、阻止するものをあげておかねばならない。それはいうまでもなく農民的土地所有の発達程度である。具体的な都市住民の所有率を算出し得ないのであるが、アルザスではやくから小農化が進んだ結果、土地所有による都市―農村関係の意味はきわめて薄くなっている<sup>5)</sup>。同じくピレネー山脈北麓のアドール地方も小農民的土地所有が卓越した地域で、四八九カ村中三〇〇村で在地の農民的所有が面積の九〇%以上をしめ、都市住民の土地所有が村の面積の半分以上をしめる村は唯一つあるのみである<sup>6)</sup>。

以上のような理由、そしてその他の様々な理由が絡んでそれぞれの地域における都市住民の土地所有強さの違いが現われるのである。

なおこれまで使用してきた各地の都市住民の土地所有の割合はそれぞれの地域の平均値にすぎない点を注意しておかねばならない。たとえば都市住民の所有率の高いオート・ノルマンディーではセーヌ川を挟んで所有率に差がみられ、セーヌ川の南、いわゆるバス・セーヌ地域では平均して三〇%を越えない<sup>7)</sup>。この境界は農業経営上でもみとめられる。ナント地域でも農村における都市住民の土地所有率はところによって七〜三五%のひらきがある。ここではロワール川の南レッ

ツ、ヴァンデ・ボカージュ地帯に率が高く、その地域は都市住民の大土地所有の多いところに一致している。<sup>8)</sup>

また都市住民の土地所有が比較的少ないところでも地域内部差があり、たとえば全体では一七%をしめるトゥールーズ農村でも、トゥールーズの東部及び南部農村に著しく発達し、テルホールと呼ばれる地帯やガロンヌの谷、アリエージュの谷に強く現われ、とくに東部地域では都市住民の土地所有が農民のそれを越えている。<sup>9)</sup> ここはメティヤージュの地域で、トゥールーズ農村でも自然に恵まれた穀物栽培地域である。同じく都市住民の所有が少ないアドールでもエール・シユール・ラドール、アグモ、オルテツ、サリー・ド・ペアルンを結んだ西部一帯は都市住民が進入しており、三分の一の面積が地域の小中都市の住民によってしめられている。<sup>10)</sup> 南アルプの抽出調査地域間にも距たりがあるが、これからの議論は地域全体の平均として進めてゆく。

都市住民の土地所有率の地域的差違の詳細な分析は次回に譲らざるを得ないが、以上述べてきた各地域の平均から導かれた一応の結果は地域の農業が投機的か投資的であるか、また投資的であるにしても農業経営において充分利益をあげるところのものであるかどうかによって都市住民の土地所有の重要性が異なること。また全地域にわたってみられるが農村から都市への人口流出の結果として、都市の土地所有者が増えていること。最後に農民的土地所有の強さが影響することなどによって都市の土地所有の地域的差違が生じているらしいということである。

#### 註

- (1) R. Brunet; ⑤ pp. 70-71.
- (2) H. Elhat; ⑩ p. 86.
- (3) R. Facon; ⑨ p. 431.
- (4) B. Barbier; ① p. 279.
- (5) M. Rochefort; ⑨ pp. 23-28.

- (9) S. Lerat; ⑩ p. 63.
- (7) H. Elhat; ⑪ p. 24.
- (8) J. Renard; ⑫ p. 216.
- (6) R. Brunet; ⑬ p. 274.
- (11) S. Lerat; ⑭ p. 67.

## 二、都市住民の土地所有構造と職業

農村に土地を所有する都市住民の性格、また各地域における彼らの特色を知る上で、彼らの土地所有構造と職業を検討することが必要とされる。それは都市住民の土地所有の地域的性格を反映するはずである。

1、小土地所有　小土地所有の限界をどこに置くかは各地域の農業基盤によって異なってくるが、一農家の生活を維持する限界以下のものとする、五〜十ヘクタール以下というところが一般的のようである。この範囲に属する都市住民の土地所有者は、所有者数がいずれの地方でも圧倒的に多いのを特色とする。表2の小土地所有は各地の調査結果が同一の規模でまとめられていないため厳密な比較は困難であるが、おおよその傾向は指摘できよう。

まず一般に都市住民の土地所有率が高い北フランスの諸地域には小土地所有の占める地位に二つのタイプ、即ち比較的大きい地域とそうでない地域がある。後者に属する地域として、表から明らかな如くオート・ノルマンディーがあげられる。ここでは都市住民七、五八一人中四一・六%にあたる土地所有者が六ヘクタール以下の所有者で、その所有地は全都市住民所有の五・六%にすぎない。これに対してリール(一〜五ヘクタールの所有者)では土地所有者数で五一・六%、面積で一一%をしめている。少し規模が大きくなるが、ピカルディー(一〜一〇ヘクタール)では所有者では八〇%近くをしめ、面積では二〇%を越えている。

表2 地域別都市住民の土地所有構造

地 域	小土地所有		中土地所有				大土地所有			
	1~10ha <sup>1)</sup>	積 面 (%)	10~20ha <sup>2)</sup>	積 面 (%)	20~50ha	積 面 (%)	50~100ha <sup>3)</sup>	積 面 (%)	100ha~ <sup>4)</sup>	積 面 (%)
オート・ノルマンディー	41.6	5.6	30.1	14.1	15.5	21.4	7.4	21.2	6.4	37.7
パ・ラン グドック {普通畑 ぶどう畑}	90.0 88.1	10.8 16.5	5.0 7.4	8.2 22.5	2.4 3.0	10.3 25.0	1.2 1.0	11.2 18.5	1.4 0.5	59.5 17.5
チ ン ト								19.5		24.5
イル・ド・フランス	37.4	8.1	46.2		31.8		8.2	16.7	8.2	43.4
ボ ル ド ー	75.9	12.0	18.0		29.8		3.3	16.4	2.8	41.8
リ ー ル	50.9	11.1	32.7	27.2	12.4	28.2	4.0	38.5		
ピ カ ル デ イ ー		23.6		13.8		22.5		40.1		
ト ウ ー ル ー ズ		17.2		19.1		36.9		26.7		
南 ア ル プ	88.6	15.6	9.2		21.2		4.2	63.2		

(注) 1) オート・ノルマンディー 1~6ha, パ・ラングドック 0.5~6ha, イル・ド・フランス 5~10ha, リール 1~5ha, 南ア  
ルプ 0.05~10ha.

- 2) オート・ノルマンディー, パ・ラングドック 6~20ha, リール 5~20ha.
- 3) ボルドー 50~90ha.
- 4) ボルドー 90ha 以上。

次に南フランスについてみると、いずれの地域も平均している。都市の所有率が高いバ・ラングドックでは六ヘクタールが生活維持の限界であるが、六ヘクタール以下の所有者が、四二、五〇〇人、全体で四一、〇〇〇ヘクタールの土地を所有し、所有者数で九〇%、所有面積では一〇%強を占めている。どう栽培地になると更に面積が増加する。同じ性格をもつポルドー(一七ヘクタール)では若干率が低い(所有者七一%、面積九・二%)。

都市の所有率が高くない地域についても、南アルプ(〇・〇五〜十ヘクタール)では土地所有者で約九〇%、所有面積で約一六%を占めている。トゥールーズでは一七%である。以上の事実から、各地域の小土地所有の調査結果の規模の違いを考慮に入れてみると、先にあげたオート・ノルマンディーが一つ低率であるのを除いて、他は小土地所有が全体の一〇〜二〇%前後にあたる面積をしめると考えてよい。このようにほぼ全地域で平均して分布しているのはこの小土地所有の性格から来ているのであって、すでに述べたようにその多くが農村移住の結果と考えられるからである。

このことは小土地所有者の職業をみればより一層明らかとなる。すなわちその中に多くの都市労働者が含まれており、事務員、工場労働者、鉄道従業員の他小商人、職人、下級役人などがその例である。

こうした小土地所有者は数世代にわたって遺産として所有されているものや上に述べた如く新しく都市集中によるものなどがあるが、都市生活での危機の際の安全弁として所有されている場合が多く、必ずしも小作に出されたり、直接経営されているとは限らず、農業上問題となるところでもある。従ってバ・ラングドックで見られるように小規模ながらどう栽培を行なっている場合とか、大都市周辺に若干みられる投機的な土地所有以外は都市―農村関係においてあまり経済的意味はなく、せいぜい投資として都市での所得の補充程度の意味しかもない。むしろ小土地所有が問題となるのはいずれの地域においてもみられる離村の結果としての土地所有であり、とくに近年ではセカンドハウスとして週末あるいは季節的な居住地に利用される土地所有である。別荘用地としての小土地所有がルボアの研究した南ジュラのレマンコ周辺で顕著にみられるが、農地所有とはやや異質であり、都市―農村関係としては別の問題を提示する。

## 2、中土地所有

中土地所有は小土地所有の場合以上に定義することがむづかしいが、デュグランにならって理論的には自己の土地で一農家が生活し得る大きさの土地所有と考える<sup>3)</sup>。しかし耕作システムや技術的設備などの違いや場所による違いがある。バ・ラングドックでは普通畑の場合六〇〜一〇〇ヘクタール、ぶどう畑では六〇〜一〇〇ヘクタールが上の定義の都市住民の中土地所有に該当する。いまこれを参考にしながら表2のように中土地所有を分類した。

まず北フランスをしめる諸地域はリールを除いて、中土地所有の二段階を合わせた所有面積の割合でみると、いずれの地域も三〇%代にあり、平均している。所有者数は判明するところではいずれも四〇%代にある。リールは五ヘクタール以上を含んでいるということもあるが中土地所有全体で五五%をしめ群を抜き、その上所有者数でも五〇%であり、典型的な中規模土地所有地域であるように思われる。

他方南フランスはトゥールーズの五六%を最高に次いでバ・ラングドック(四七・五%)、ポルドー(二九・八%)のぶどう栽培地と高率の地域が続くが、残りのバ・ラングドックの普通畑、南アルプとも決して高い割合ではない(それぞれ一八・五%と二一・二%)。南フランスではぶどう栽培地のバ・ラングドックとポルドーが平均に近いかないしはそれ以上の割合をしめるのは全体の土地所有率からみて当然としても、トゥールーズが北フランスと同様圧倒的に中土地所有型をしめているのが注目されることである。その他では北フランスに比べ概して低いといえる。

中土地所有のカテゴリーに属する所有者も上の小土地所有の場合のように都市への移住の結果であるか、あるいは投資によって生じたものである。バ・ラングドックやトゥールーズの農村においてみられるように中土地所有者の所有地が地域全体に広く分布していると同時に中心都市のまわりに「後光」のようにとりまいている分布の仕方はそのことがたっている。すなわち都市への移住の結果による分散性と都市住民が投資した農地に注意を向けるための便宜上からくる都市への近接性によっているものである<sup>4)</sup>。

このことは中土地所有者の職業をみることによっても示される。小土地所有に多かった労働者、事務員が減り、上級役



表3-a イル・ド・フランスにおけるパリ在住の土地所有者の社会構造

土地所有者	5~10 ha		10~50 ha		50~100 ha	
	地主数	面積	地主数	面積	地主数	面積
産業資本家	6	38	8	198	2	110
ブルジョア	65	458	60	1,345	11	705
貴族	4	25	15	345	3	198
団体	5	34	1	12	5	353
計	80	555	84	1,900	19	1,246

土地所有者	100 ha~		計		
	地主数	面積	地主数	面積	面積 (%)
産業資本家	4	581	20	927	5.2
ブルジョア	5	698	140	3,146	17.6
貴族	9	1,710	30	2,220	12.6
団体	2	458	13	857	4.6
計	20	3,449	203	7,150	40

フランスにおける都市住民の土地所有 (一) (野沢)

人、自由業者、商人、医者などが代表的となり、南フランスの投機的地域や北フランスでは投資としての積極性がみられブルジョアの土地所有が増えている(表3-a)。この事実は次の点でも示される。

中土地所有の経営様式は北フランスではフェルマール・ジュを中心であるが、南フランスではフェルマール・ジュかメティヤージュの間接経営であったり、管理人をおくかあるいは直接管理をする直接経営の場合などがあるが、実際行なわれている耕作システムによって異なってくる。トゥールーズのように遅れた農村地帯では、中土地所有の場合一二人のメティエをもっている場合が多く、バ・ラングドックのぶどう栽培地ではこのメティヤージュの他、資本家的経営が登場してくる。

3、大土地所有 土地所有における都市―農村関係に関して、小土地所有が社会的側面が強いとすなるなら、大土地所有は経済的な面が強くなっていく。しかしこの大土地所有にも様々なタイプがあり、地域的違いがある。

まず大土地所有を仮りに五〇ヘクタール以上（耕作システム、場所によっては二〇〜二五ヘクタール以上というところもある）とすると、小土地所有の場合とは逆に所有者数はきわめて少ないが、所有する面積が大きい。表2によれば、五〇ヘクタール以上の都市の土地所有者が彼らの全土地の五〇%以上をしめている地域は、イル・ド・フランス（六〇・一%）、オート・ノルマンディー（五八・九%）、ポルドー（五八・二%）、バ・ラングドックの普通畑（七〇・七%）、南アルプ（六三・二%）である。その他の地域でもピカルディー（四〇・一%）、ナント（四四・一%）などが四〇%以上を占めている。上で典型的な中土地所有型の地域であったリール、トゥールーズは低くそれぞれ三三・五%、二六・七%にすぎない。バ・ラングドックのぶどう栽培地は二〇ヘクタール以上を大土地所有とみなしてよいから、やはり高い割合を示すことになる。このようにみえてくると、南アルプを例外として、一般的に都市住民の土地所有率が高い地域が大土地所有のしめる割合が高いことを示している。すなわち都市住民の土地所有が問題とされるのはこの大土地所有といつても過言ではない。

大土地所有率の最も高いバ・ラングドックでは普通耕地を五〇ヘクタール以上所有する都市住民は一、五一八人いるが全体で二六九、〇四五ヘクタール、すなわち全域の二〇%、都市の所有の七〇・九%を占めている。これは一人平均にすると二〇〇ヘクタール以上、更に大きい地主（二〇〇ヘクタール以上の所有）二八二人に限ってみると平均六一〇ヘクタールを所有していることになる。

大土地所有者になると貴族、金融・産業資本家、自由業者（医者、法律家）等のグループが登場してくるのが特色である（表3—b, c参照）。パリの大土地所有が進んでいるブリ地方では金融資本家、貴族、産業資本家が大土地所有の三大カテゴリーであり、この中にはロスチャイルド家の構成員が一〇、〇〇〇ヘクタール以上を所有している例もみられる。<sup>10)</sup>

大土地所有者の中で貴族のしめる地位は依然として無視できない。大土地所有が都市住民の所有地の六〇%以上をしめるオート・ノルマンディーでは、五〇ヘクタール以上の貴族が、同規模の都市住民所有面積の二八%の土地を所有してお

表3-b トゥールーズ農村におけるトゥールーズ人及びパリ人の大土地所有者  
(100 ha 以上)

大土地所有者 (職業別)	トゥールーズ人			パ リ 人		
	地主数	面積	面積 (%)	地主数	面積	面積 (%)
貴族(別の職業の 記載なし)	29	6,395	31.3	16	3,060	37.2
医 者	14	2,384	11.6	3	419	5.1
法 律 家	13	2,268	11.1	3	479	5.8
銀行家・卸売商	12	2,495	12.2	8	1,094	13.3
工業・土建業者	13	2,447	12.0	4	1,927	23.5
地 主	17	3,332	16.3	} 10	1,243	15.1
そ の 他	9	1,129	5.5			
計	107	20,450	100.0	44	8,222	100.0

表3-c バ・ラングドックの大土地所有者 (50ha以上)

大土地所有者	50ha 以上		100ha 以上		計		(%)
	地主数	面積	地主数	面積	地主数	面積	
貴 族	44	3,344	49	19,960	93	44,624	16.7
会 社	35	2,548	83	57,628	118	60,176	22.6
ブルジョア	482	36,183	526	149,382	1,008	162,245	60.8
計	561	42,0756	658	226,970	1,219	267,045	100.0

り、イル・ド・フランスでも一〇〇ヘクタール以上の所有では貴族の所有が三〇%を越えている(表3—1a参照)。南フランスにおいても同様であつて、とりわけトゥールーズの所有率の大きさには注目しなければならない。

この伝統的土地所有形態は過去の時代の形骸にすぎず単なる威信のための所有であつたり、都市に移住後も財産としてただ維持しているにすぎない投資的な土地所有もある。しかし土地所有に示す関心の度合によつてその意味は異なつてくる。

このような旧来の形態に対して表3(a, b, c)にみるようにブルジョア的な大土地所有も決して少なくない。とりわけ投機的土地所有の進んでいるバ・ラングドックのぶどう栽培地では二〇ヘクタール以上になると大土地所有になるが、この規模程度になると数人の農業労働者を雇ひ、機械力を利用したいいわゆるブルジョア資本家となる。このことから全土地面積の五分の一を都市住民が所有しているバ・ラングドックの農業資本主義は多く都市起源のものであることを示している(表3—c参照)。ポルドーでも九〇ヘクタール以上になると同じように管理人をもつ直接経営が支配的となる。

南フランスのぶどう栽培地のように必ずしも直接経営を行なわなくとも大借地農経営者が資本家的経営を行なう北フランスの大土地所有においては、とくにブルジョアの所有が広くみられることはブリーヤイル・ド・フランスの例で推測されるところである。

4、土地所有者の職業構成　小、中、大の各土地所有規模別にそれぞれ特色のある都市の土地所有者の職業にふれてきたが、以上の規模の外各地域の特色を反映している。

典型的な中規模土地所有のタイプを示すトゥールーズ地域についてみると、周辺を農村地帯に囲まれ、第3次産業の中心的色彩の濃いトゥールーズ市の都市住民土地所有者の職業構成は、商業に携わる者が最も多く都市の所有者の三〇%を占めている。しかもこのカテゴリーに属する者は二〇〜五〇ヘクタールの中土地所有者であることが特色であり、この地方の性格をよく示している。これに対して同じく中規模タイプの北フランスのリール地域は工業化の進んでいる地域の性

格を反映して工業に携わる者が圧倒的に多く、都市住民土地所有者の二七%をしめ、所有地の三二%がこのカテゴリーに属している。

この両地域はその地域的性格をよく示しているが、その他たとえば投機的所有のみられるポルドーでは会社組織によるものももっとも多く、都市の土地所有七八〇件中二二二件、二八・三%をしめもっとも多い。次いでぶどうや木材の卸商人、自由業、役人が続くが、ぶどう、木材の卸商人(ランド地方の森林を所有)が所有者として名を連ねているのがこの地方の特色を示している。このような例は北フランスに行くと、砂糖製造業者、肥料商人、家畜商人として現われてくる。

註

- (1) R. Brunet; ⑤ p. 338, P. Bruyelle; ⑧ p. 39.
- (2) R. Lebeau; ④ p. 218.
- (3) R. Dugrand; ⑩ p. 98.
- (4) Ibid. p. 98.
- (5) R. Brunet; ⑥ p. 332, R. Dugrand; ⑨ p. 99.
- (6) R. Dugrand; ⑩ p. 99.
- (7) R. Brunet; ⑥ p. 339.
- (8) R. Dugrand; ⑩ p. 102.
- (9) Ibid. p. 104.
- (10) P. Brunet; ③ p. 410.
- (11) R. Dugrand; ⑩ p. 105.

### 三、都市住民の居住都市と土地所有圏の形成

土地所有者としての都市住民がいかなる都市に居住しているかは都市—農村関係の上ではきわめて重要である。その都市が地域内にあるかあるいは地域外に存在するかによって、地域の発展に影響してくるからである。また都市内部のいかなる地区に土地所有者が居を構えているかも、都市の地区の景観、性格、住民の意識行動の上に反映されてくる。本稿では土地所有者がいかなる都市に集中しているかを地域諸都市とパリについて述べ、これに関連して地域都市がいかに周辺農村に支配圏を形成しているかをみる。後者の土地所有者の居住地区の問題にはふれない。

1、地域諸都市と土地所有　これまで使用してきた土地所有者としての都市住民とは一般に商業、管理、行政または工業などの都市的機能をもち、明らかに都市的と判定される人口三、〇〇〇人以上をもつ、ブル、小都市以上の都市に居住する都市的住民のことであった。今こうした都市に居住する土地所有につき、いままでとりあげてきた地域のうちパリ周辺地域を除き、いずれの地域も地域内都市の土地所有が地域外の都市に居住するものによって所有されている面積を上回っている。しかしその割合は地域によって差がある。

表4をみると地域内都市のしめる割合が高い地域はトゥールーズの七七%を筆頭にバ・ラングドックのぶどう畑(六六%)、南アルプ(六五・三%)、シャラント(六五・二%)、ボルドー(六三・七%)などが続く。以上あげてきた地域から明らかな如く、地域都市の所有が強い地域は南フランスに位置した地域で、とくに地域内に大都市が存在する場合は地域内都市の占める率が高くなる。その例としてトゥールーズ地域がある。ここではトゥールーズ市だけで全都市住民の所有する土地の三二%(七六、六〇〇ヘクタール)を所有している。南アルプでは地域内には大都市がないが、地域内の中小都市をはじめ、周辺の大都市(マルセイユ、ニースなど)によって多く所有されている。バ・ラングドックのぶどう栽培地が普通の土地と異なって地域内都市のしめる割合が高いのは、ぶどう栽培という耕作上の条件に由来している。すな

表 4 居住都市別都市住民の土地所有率

地域	地域中心都市		地域中小都市		地域内都市計		ペリ		地域外都市		地域外都市計	
	地主数 (%)	面積 (%)	地主数 (%)	面積 (%)	地主数 (%)	面積 (%)	地主数 (%)	面積 (%)	地主数 (%)	面積 (%)	地主数 (%)	面積 (%)
リール	67.8	62.0			67.8	62.0	15.4	23.4	16.8	14.6	32.2	38.0
ピカルデール		15.7				19.7		35.4			33.4	64.6
オート・ノルマンディー	34.7	27.6	32.9	23.2	66.6	50.8	23.9	38.5	8.5	10.7	32.4	49.2
イル・ド・フランス					12.8	6.3	79.0	87.0	8.2	6.7	87.2	93.2
ナンソン	39.5	38.0	17.2	15.5	56.7	53.5	23.3	30.3	20.0	16.2	43.3	46.5
シヤラント		25.9				39.3			34.8			
ボルドー	64.3	63.7			64.3	63.7	11.1	12.3	24.6	24.0	35.7	46.3
パ・ド・カレ 【普通畑 ぶどう畑】	42.5 53.3	34.7 53.0	17.9 15.0	14.9 13.0	60.4 68.3	49.6 66.0	8.7 7.4	19.8 9.0	30.9 24.3	30.6 25.0	39.6 31.7	50.4 34.0
トゥールーズ	32.6	31.9	46.6	45.1	79.2	77.0	6.5	8.6	14.3	14.4	20.8	23.0
アール						64.5		17.8		17.7		35.5
ナン						65.3		9.7		25.0		34.7

(注) \*50ha以上

わちぶどう栽培はごく一般に直接経営形態がとられるため、あまり距離的に離れたところからの管理は不適とされることによる。従ってバ・ラングドックの場合、モンペリエ、ベジエ、ニームの三大地域都市が所有する割合が大きく、一般の土地では三市合わせて、全都市住民の所有地の三五%であるが、ぶどう栽培地では三市のみで半分を越える（五二%）。同じくぶどう栽培地であるポルドーでもバ・ラングドックと同じ傾向がみられ、ポルドー市が全体の六四%をしめている。

以上に対して北フランスの諸地域では南に比べて地域内都市の所有率が低くなる。リールは六二%と比較的高いが、その他ではナント（五四%）、オート・ノルマンディー（五一%）など辛じて地域内都市の所有が上回る程度である。パリに隣接するイル・ド・フランスで極く少ないのは当然であるが、ピカルディーでも地域内都市による所有が半分以下で、三五・四%である。以上のように北フランスにおいて地域内都市の所有率が低いのは南フランスの諸地域に比べて都市住民の土地所有に対する関心が高い地域であり、また北部は大都市の発達度がよいことによっていると考えられる。とりわけパリの影響を強く受けている結果であるが、この点は次項でとりあげる。

地域内都市と地域外都市の各住民による土地所有率の違いを地域的にみてきたわけであるが、ところで地域内都市と地域外都市では土地所有構造上若干の違いがある。簡単に言えば地域外都市、とくにパリに居住する者の中にとりわけ大きい大土地所有者が所在し、それが各居住地ごとの土地所有率に大きく影響しているということである。所有面積規模別に土地所有者所在地が分かる地域の事例は少ないが、たとえばオート・ノルマンディーでは五〇ヘクタール以上のランクではいずれの規模のものとも地域外都市の所有が地域内都市の所有を上回る。バ・ラングドックでは普通の耕地では二〇〇ヘクタール以上の規模にならないと外部都市の住民の所有が地域内のそれを越えない。しかしこの大土地所有の面積が大きいことは全体からみた地域内と地域外の所有率から知れるところである。

2、パリの土地所有　これまで述べてきたことから察せられるように、パリに居住する者の所有はきわめて重要な



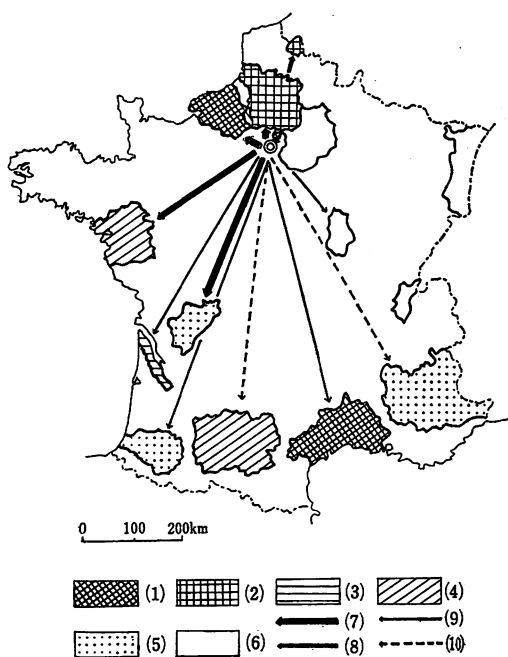


図2 パリ人の土地所有

- (1) 都市住民の所有率 30%以上 (2) 同 25~30% (3) 同 20~25% (4) 同 15~20% (5) 同 15%以下 (6) 不明 (7) パリ人の所有率 30%以上 (8) 同 20~30% (9) 同 10~20% (10) 同 10%以下

域はトゥールーズ(八・六%)、南アルプ(九・七%)、バ・ラングドック(普通畑一九・八%、ぶどう畑九・〇%)、ポルドー(二・三%)、アドール(二七・八%)が続く。いまパリ人の所有率と各地域の都市住民の所有率を図の上に合せて描いてみた(図2)。パリ人の所有の強さの地域的違いは一樣には論ぜられないが、一、二の共通点が指摘できそうである。まず第一に図から一般に距離的にパリに近い地域ほどパリ人の所有が高くなっており、このことは当然のことと思われる。但しその傾向に従わないものもあり、たとえばシャラントはパリから比較的離れているにもかかわらず所有率が高い。その理由の一端は後にふれるが、シャラントの中心都市アングレームの発達が悪く、この地域からの離村人口が地域内にとどまることなく、パリへ直接流出する結果と考えられる。第2は一、二の例外(たとえばぶどう栽培地など)

位置をしめていく。まずパリ人がどの程度各地域に所有しているかを全都市住民所有の面積に対する割合から検討してみよう。先に掲げた表4から、パリに隣接したイル・ド・フランスのパリ人所有率が高いのは当然としても、その他に高い順からあげてみると、オート・ノルマンディー(三八・六%)、シャラント(三四・八%)、ピカルデー(三三・八%)、ナント(三〇%)が三〇%を越す地域である。これに対してパリ人の所有率が低い地

を除いて、都市住民の土地所有が進んでいる地域ほど高いと言える。

いずれにしてもパリ人による土地所有は各地域に侵透しているのが認められよう。パリ人の土地所有にはいくつかのタイプが考えられ、(イ)貴族の遺産、(ロ)投資の結果、(ハ)移住の結果などがあげられる。これらの現われ方によって地域の違いが生じてくる。これをパリ人の土地所有構造、職業などと関連づけながら簡単に考察しておこう。

一般にパリ人による土地所有は大規模所有者による割合が、他の都市人のそれに比べて大きいのが特色としてゐる。イ・ド・フランスでは二八カ村の土地一五、二三〇ヘクタールの四七％がパリ人によって所有されているが、そのうち六七％はわずか四〇人ばかりの五〇ヘクタール以上の所有者にしめられている。同じくパリ人所有の強いオート・ノルマンディーでも二〇ヘクタール以上、とりわけ五〇ヘクタール以上にしめるパリ人の優勢を認めることができる。この傾向はオート・ノルマンディーほどにはパリ所有の強くないナント地域でもみられ、パリ人が大都市住民所有の二〇・八％(三三、〇〇〇ヘクタール)を所有しているが、そのうち六五％に相当する土地が五〇ヘクタール以上の大土地所有者によって所有されている。更にパリ所有が弱く、地域全体としても都市住民の大土地所有が多くないトゥールーズ地域でも、パリ人の大土地所有の優勢は窺える。すなわちパリ人所有の二〇、七〇〇ヘクタールのうち五一％は五〇ヘクタール以上の所有者で占められている。

このように各地域でパリ人の大土地所有の占める割合が大きいが、それは上にあげた三つのカテゴリーのうち第一の伝統的土地所有にもとづいているものが多い。すでに都市住民の職業についてみたところであるが、オート・ノルマンディーの貴族による規模別状況(九頁)、表3—bのトゥールーズの結果から知れるところである。

また北フランスのような企業的農業が営まれ、都市住民の土地所有の関心が高い地域では貴族の子孫による伝統的土地所有の外、投資、投機を目的としたパリのブルジョアの土地所有が進んでいる(表3—a)。

も一つパリ人の土地所有に関して重要な点はカテゴリー(ハ)に属する移住の結果としての土地所有である。とくに土地条件

のよくない地域に分布する小土地所有者の場合がそれである。シャラント地方に土地を所有するパリ人は小土地所有が圧倒的に多く(八四%)、しかもその多くは(五三%)〇・五ヘクタール以下の土地所有で、二五ヘクタール以上所有者はわずか(約五%)にすぎない。<sup>1)</sup>同じく南アルプ地方でもパリへの移住によって生じた土地所有があるが、一方では香料用植物を栽培する土地や肥沃な土地にはパリ人の資本投下もみられる。<sup>2)</sup>

しかしパリだけが土地所有に関係するのではなく、その他の大都市が地域外都市として参加していることは表4から明らかである。たとえばバ・ラングドックではマルセイユ、リヨンの進出がみられ、両市合わせてパリの半分ほどの土地を所有している。ナント地域ではレンヌ、アドール地方ではポルドー、オート・ノルマンディーではリールなどの北部都市。また国境附近では外国の都市の影響もみられ、オート・ノルマンディーにおけるベルギーの諸都市、ジュラ南部におけるジュネーブなどがその例である。

3、土地所有圏の形成 前項でみたようにパリをはじめその他の大都市が各地域の土地を所有しているが、そのことから土地所有を媒介として、パリを中心にフランス全土との間に都市―農村関係網が成立する可能性がある。しかし今はフランス全土の結合関係は一まず置き、それぞれ地域内で成立する関係だけに問題を限定しておきたい。

地域の各都市の住民によって土地が所有されている場合、その所有された土地が全面積のうち決定的な部分を占めている地理的範囲を指して「土地所有圏 rayon foncier」と呼ばれる。<sup>3)</sup>この土地所有圏の広がりに従って、各都市の階層性を明らかにすることができ、都市機能分類の基礎を与えることができる。

階層的な土地所有網が形成されるか否かは三のところで述べた地域諸都市がどのように土地所有に関与しているかによって決ってくる。北フランスの場合、一般にパリの力が強いのであるが、パリに隣接したイル・ド・フランスを除けば、たとえばリールでは調査地域が狭いが、リール・ルーベ・トルコワンの所有地が連担したそれらの都市のまわり、ほぼアロンディスマン全域(半径一五〜二〇キロ)に被っている。同様の傾向はピカルディーでもみられ、ワーズ県ではアーミ

アン、ソム県ではボーヴェ、アベヴィルを中心に半径一五キロ圏に土地所有分布がみられる。オート・ノルマンディーではルアン、ル・アーブル（それぞれ二二%及び六%を所有）を中心に、その他中小都市（二三%所有）が自市の周辺にそれぞれ土地を所有し、弱いながら土地所有圏を形成している。

より明瞭なかたちで、土地所有圏の形成がみられるのは南フランスで地域都市がよく発達している地域である。トゥールーズ地域の場合は地域中心都市トゥールーズの所有率の高さは上述したが、その他の地域の中小都市が実に都市住民所有地の四五%をしめている。このように中小都市が土地所有に参加している場合は階層的な土地所有圏を描くことができる。都市住民所有地の三分の一を所有する中心都市トゥールーズの土地所有圏は全面積の四分の一に及び半径三〇キロ圏を境に急激に減少する。そのまわりに中小都市の小さな土地所有圏網がはりめぐらされる。

バ・ラングドックでは地域中小都市の二、三が明瞭な土地所有圏をもつ以外、土地所有に関して中小都市の発達は概ね弱い。モンペリエ、ベジエ、ニームの地域三大都市はすでに述べたようにバ・ラングドック全面積の一〇分の一、ぶどう栽培地の六分の一（都市住民の所有地にすると前者は三四・六%、後者は四九・七%）を支配し、農村に対して明確な都市支配網を広げている。

各々の都市が構成している土地所有圏の形態、構造にはかなりの差異があり、これについては都市住民の土地の地理的分布、場所ごとの規模、経営様式等地域内の詳細な分析を必要とする。

#### 注

(1) R. Facon; ③ p. 425.

(2) B. Barbier; ① p. 285.

(3) R. Dugrand; ⑨ p. 138.

小 結

以上都市―農村関係の問題としての都市住民の土地所有について、問題の所在を提示しながらこれまで調査されたフランス各地域の結果を紹介してきた。その際問題を出来る限り全般的に、全国的に展望し、地域的差異を浮彫りにしようとな努めてきた。そして各地域によって都市住民の土地所有分布、所有構造、職業、土地所有圏などに差があることが確認できた。ここで一応の地域類型化を試みることもできるが、しかし都市の土地所有による地域的特色を生み出している根源的な問題についてはほとんど触れることをしなかつたし、また都市住民の土地所有の結果として、都市、農村にどのような影響もたらされるかの考察も残されている。さらにこうした都市住民の土地所有の地域的特色は歴史的過程のなかで形成されてくるものである。上で確認された地域的差異はこれらの分析を経て始めて意味をもってくるものである。従って小稿はこれからの問題を提起する役割を果すものである。